

第1606回島根県教育委員会会議録

| | |
|----|-----------|
| 日時 | 令和3年5月25日 |
| 自 | 14時00分 |
| 至 | 16時10分 |
| 場所 | 教育委員室 |

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第1号 令和4年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採
択の基本方針について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第9号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第2号 いじめの重大事態調査報告書 (案) について (教育指導課)

第3号 いじめの重大事態調査報告書 (案) について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第1号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針 (案) について
(教育指導課)

————— 以上資料により協議

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|----------------|----------------|
| 石原副教育長 | 全議題 |
| 柿本教育監 | 全議題 |
| 佐藤教育次長 | 公開議題 |
| 木原参事（教育指導課長取扱） | 全議題 |
| 福間参事 | 公開議題 |
| 佐藤教育センター所長 | 公開議題 |
| 錦織総務課長 | 全議題 |
| 森山教育施設課長 | 公開議題 |
| 大野学校企画課長 | 公開議題 |
| 中西県立学校改革推進室長 | 公開議題 |
| 中村地域教育推進室長 | 公開議題 |
| 野津子ども安全支援室長 | 公開議題、議決第2号・第3号 |
| 妹尾特別支援教育課長 | 公開議題 |
| 舟木保健体育課長 | 公開議題 |
| 野々内社会教育課長 | 公開議題 |
| 石原人権同和教育課長 | 公開議題 |
| 中島文化財課長 | 公開議題 |
| 清山世界遺産室長 | 公開議題 |
| 角田古代文化センター長 | 公開議題 |
| 舟木福利課長 | 公開議題 |

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-------------------|-----|
| 米原総務課長代理 | 全議題 |
| 矢野総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 小松原総務課企画員 | 全議題 |

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 14時00分

| | | |
|------|-------|-----|
| 公 開 | 議決事項 | 1 件 |
| | 承認事項 | 0 件 |
| | 協議事項 | 0 件 |
| | 報告事項 | 1 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 非公開 | 議決事項 | 2 件 |
| | 承認事項 | 0 件 |
| | 協議事項 | 1 件 |
| | 報告事項 | 0 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 署名委員 | 河上委員 | |

議決第 1 号 令和 4 年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

○木原参事 資料 1 の 2 ページを御覧いただきたい。令和 4 年度に使用する県立高等学校・特別支援学校高等部の教科用図書の採択の時期がきている。この採択に向けた基本方針について御審議いただきたい。

まず、高等学校について説明する。全体の基本的な方針としては昨年度と変更した点はない。ただ、今年度実務を進める上で留意する点が 1 点ある。それは高等学校の学習指導要領が、令和 4 年から新しい形で実施されるというところである。今回の学習指導要領の改訂では、国語、地理歴史、公民において教科の構成が大きく変更され、公民では新しい科目として「公共」が設定されるなどの変更が予定されている。こうしたことから、特に 1 年生用の教科書採択に向けては、例年以上に注意を払う必要があると考えている。

1 採択の基本方針であるが、昨年と同様に関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うということにしている。法令については、1 の 4 ページを御覧いただきたい。確認のような形になるが、こちらに教科書関係の法令を挙げてある。まず、2 つ目の○のところにある地教行法であるが、教育委員会で教科書の事務を行うということになっており、3 つ目の○の学校教育法により、各学校では文部科学省の検定済教科書を使用する必要があるということになっている。その次の○の学校教育法施行規則により、検定済の教科書がない場合は、学校設置者の定めにより、他の適切な教科書を使用することができるとなっている。さらにその下の○の県立高等学校規定により、教科書は校長の意見を聞いて、教育委員会が採択するというになっている。この校長の意見を聞くというのは、高等学校において、各学校が多様な教育課程を編成して授業を展開しているということによるものである。

資料 1 の 2 ページにお戻りいただきたい。2 の採択基準であるが、採択は、文部科学省が検定に合格した教科書をまとめている「高等学校用教科書目録」に登載している教科用図書から行う。ただし、学校が設定する教科や科目などにおいて、教科書が発行されていない場合があるので、その場合は適切な図書を採択する。

3 の採択の観点は、各学校の特色や生徒の実態及び教育課程に適合しているかどうか

を考慮して、厳正に行うということにしている。

4の採択に係る留意事項については、(1)生徒の実態を踏まえて、教科書研究の充実に努めること、(2)適正かつ公正な採択の確保の観点から、教科書発行者等からの働きかけに不当に左右されることがないように、関係者の意識啓発と学校・教員等に対する指導を行うこととしている。

5の採択の手続きは、①校長がまず基本方針を踏まえて、各学校において教科書選定委員会を設置して十分な検討を行う。ここで採択希望の教科書を選定して、7月上旬に県教育委員会に報告することになっている。②県教育委員会では、その報告を受けて調査研究し、選定理由や教育課程の整合性等について専門的見地から審査をする。③必要に応じて、県教育委員会から各学校へ指導助言を行う。場合によって再報告がある場合もある。④その後教育委員会として教育長専決により採択を決定する。⑤採択の決定内容は、9月上旬に学校へ通知するということになる。なお、採択を決定した内容については、概要を後日この教育委員会会議で報告することとしている。高等学校の関係の説明は以上である。

○妹尾特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について説明する。特別支援学校高等部用教科用図書の採択の場合、高等学校と違う点は、生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性から、個々の生徒ごとに教科用図書を採択するというところである。

資料1の3ページを御覧いただきたい。1 採択の基本方針については、高等学校と同様である。

2 採択基準について、採択は、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」「小学校用教科書目録（令和4年度使用）」「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和4年度使用）」「令和4年度用島根県教育委員会選定一般図書一覧」に登載されている図書のうちから行う。なお、「令和4年度用島根県教育委員会選定一般図書一覧」については、令和3年度島根県教科用図書選定審議会の答申を受けて選定をしていることを申し添える。ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、「教科書目録」等に登載されている図書以外の図書を採択する。これは、「教科書目録」の中に適した教科書がない場合、他の適切な教科書を使用することができることにしており、その場合、県でひとつひとつ調査研究を行い、審査することとなっている。

なお、昨年度までと異なる点がある。昨年度までは先ほど述べた教科書目録等の中に、文部科学省が一定数以上の需要数がある一般図書について取りまとめた「一般図書一覧」が含まれていた。それが、今年度より、文部科学省ではこの「一般図書一覧」を作成されないこととなった。その理由としては、一般図書は児童生徒の実状に合わせて採択されるべき等の観点からということである。ついては、昨年度文部科学省が作成した令和3年度用一般図書一覧と、今年度10冊程度の新たに選定した図書を加えた島根県教育委員会選定一般図書一覧をまとめて、令和4年度用島根県教育委員会選定一般図書としたいと考えている。

3 採択の観点については、生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮したうえで、厳正に行う。

4 採択に係る留意事項については、高等学校と同様である。

5 採択の手続きについては、②から⑤については、高等学校と同様である。①について、先ほど高等学校では、教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校では、各学校で十分な検討の上、としている。これは特別支援学校の場合、生徒個々に応じた教科書を選定するにあたり、各学級で検討、各教科で検討、各学部で検討、そして全体で検討するといういくつもの段階を踏んで、十分に検討しているためであり、委員会形式ではない形にしている。図の教科書選定から、採択決定通知までの流れについては高等学校と同様であるが、特別支援学校の場合、一番下に※として、なお、新入生については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択する、と記している。これは新入生の場合、10月以降の就学相談会や、入学者選抜において実態を十分に把握した上で、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択を行うこととしているものである。

○真田委員 特別支援学校の方であるが2 採択の基準があり、高等学校用、中学校用、小学校用、その次に特別支援学校用もあるようだが、そうであっても特別支援学校の場合に、県の選定一般図書一覧を作る必要があるのか。

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校用小中学部教科書目録に掲載されているこの教科書であるが、これは視覚障がいの点字の教科書、あるいは聴覚障がいのための教科書、いわゆる「星本」と呼ばれている文部科学省著作の国語・算数・音楽に関する教科書がある。その教科書では、幅広い児童生徒の実態になかなか応じることができないため、一般図書を選定して、その中から教科書を採択することとしている。

○真田委員 ただし書きとして、「教科書目録」等に登載されている図書以外の図書を採択するとあるが、ここをもって、それ以外のものを採択していくとすることができないか。わざわざ一覧を作らなくても、ここでピックアップすることができないのか。

○妹尾特別支援教育課長 島根県教育委員会選定一般図書一覧というのは、専門調査員が児童生徒に適切な一般図書を調査研究して、その結果を審議したうえで採択されている。指導に有効な教科書をとということで、調査を踏まえた上での採択となっている。

———原案のとおり議決

報告第9号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 2の1ページを御覧いただきたい。今回の新型コロナウイルス感染症への対応ということで、前回もこのタイトルで御報告したが、前回会議以降のトピックなど、大きく3点についての御報告をさせていただく。

まず、1 感染症対策の徹底等ということであるが、昨年度以来、随時にわたって改訂をしてきた「県立学校運営ガイドライン」についてである。このガイドライン、直近では3月10日時点版であったが、その後、国の衛生管理マニュアルが改訂されたこと等を踏まえて、県のガイドラインも5月14日時点版というのを作成して、各学校及び各市町村教育委員会の方へ周知徹底をした。各学校に対しては徹底を図るということでお願いしたところである。主な改訂ポイントについて何点か記載しているので説明する。

まず、学習指導の観点である。臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒への対応について、「教科書に基づいて指導するとともに、併用できる教材を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること」や「家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、学習状況の記録の提出や与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味すること」などを具体的に追記したところである。また、2つ目、体育の授業での実技について、生徒の見学時のマスク着用、あるいは授業中の教職員のマスク着用などについても追記したところである。また4つ目、学校が教職員の日々の健康状況を把握するにあたり、朝礼等において前日の勤務時間終了後や週休日等の状況を含め、教職員の発熱の有無や健康状態を確認することを追記するなど、教職員の健康管理についてさらに徹底するようにしたところである。このあたりについて、2の3、4ページを御覧いただきたい。今月7日であるが、松江市在住の県立学校教職員がコロナに感染したということで、5月8日付け記者発表資料のうちの教育委員会コメントである。

この中の2の4ページの7で、教職員の健康管理について記述をしている。今回のこの5月14日時点版のガイドラインについても、このあたりを具体的に、そこにあるコメントよりも更に厳しい形で記載をし、徹底を図っているというところを御承知いただければと思う。なお、添付したこの県立学校の事案について、関係する生徒あるいは教職員のPCR検査を実施し、対象者全員が陰性であったこと、また、当該学校については5にあるように臨時休業をしたところであるが、現在は通常の学校運営が行われていることを併せて御報告する。

2の1ページにお戻りいただきたい。2 寄宿舎における大型連休の対応状況である。これは前回会議の資料にも記載していた県外への帰省及び休み明けの帰寮に係る対応について、この大型連休の際も同様の対応を行ったということで、このうちの2つ目、まん延防止等重点措置を実施すべき地域等へ帰省しないこととなった生徒がいる学校で閉寮する場合、閉寮期間中に当該生徒の滞在先として近隣の宿泊施設等を確保するという一方で、今回これにより3校11名の生徒が宿泊施設において宿泊したということである。そして5つ目、感染の警戒度を高めている地域から帰寮する生徒の保護者などからの希望があった場合、近隣の宿泊施設等で健康観察を実施するものであるが、今回これにより、4校7名の生徒が、宿泊施設において宿泊したということである。既に全員がそれぞれの寄宿舎に戻り、通常の学校生活を送っているところである。

2の2ページを御覧いただきたい。3 部活動に関する各大会の実施方針である。「学校運営ガイドライン」の方にも記載している留意事項を踏まえて、感染症対策を徹底した上で、運動部、文化部の各大会を予定どおり開催することとしている。その上で、競技種目ごとに各競技団体や文化芸術団体が示す感染症対策を強化する方針も取り入れながら、大会の実施及び参加をすることとしている。下の表、運動部、文化部における今後県内で開催される主な大会についての予定を記載しているので御覧いただきたい。

○新田教育長 新型コロナウイルス感染症対応ということで、直近のところでの情報の御報告である。先ほど説明があったように、全国的に見ると感染力が強いと言われている変異株の感染拡大、あるいはクラスターの発生ということで、予断を許さない状況が続いている。私どももこのガイドラインのほかにも機会があるごとに、各学校長等、あるいは教育事務所、市町村教育委員会に対しても、情報提供をしているところであるが、やはり基本的な感染症対策を徹底することと、それから健康管理を、健康チェックも含めて徹底して、体調不良、特に風邪症状がある場合には医療機関等にかかるといったと

ころを、一段と徹底するということが、やはり一番大事だろうという認識で今対応しているところである。寄宿舎についても大型連休に非常に心配をしていたが、先ほど報告があったように、様々な滞在の必要や帰寮に当たり不安がある子どもたちへの事前の対応というところを有効に活用して、対応できつつあると思う。予断を許さないが、ゴールデンウィーク、大型連休明けのところの不安な期間というのは、だいたい過ぎたかなと感じているところである。また、部活動については、一言で言えば予定している総体等、生徒が力を発揮する場合は、極力、最大限の対策を講じた上で実施する、予定どおり開催するというのが基本方針である。特に2の2ページ、3の2つ目のポツで書いているように、先ほど申し上げたような基本的な感染症対策に加えて、県としては一般的な対外試合の対応というガイドラインを出しているが、各競技団体や文化芸術団体が、その種目での感染症対策なり大会の開催についての留意事項なりを示しているケースがある。たとえばスポーツであればそれぞれの種目ごとに、大会を開催するにはこうしなさいというガイドラインを示しているわけであるが、その方が厳しい場合はそちらに従ってくださいということ。県のガイドラインが厳しければ県のガイドラインを守ってください、県のガイドラインより競技団体等が示す方針が厳しければそちらを取り入れてくださいということである。この3の2つ目のポツで書いている、基本的な感染症対策に加え、各競技団体や文化芸術団体が示す感染症対策を強化する方針も取り入れて、というのは、今私が申し上げたことと理解していただければと思う。より厳しい方を採るといふ考え方で対応しているところである。

○池田委員 隠岐の島では、高齢者施設の予防接種はほぼ終了し、一般高齢者も始まっていて、6月末には一般高齢者の方も多分接種をし終えるだろうという見通しだが、たとえば子どもたち、16歳以上の子どもたちも海外で行われているということだが、県下では、一般の高齢者、一般の人たち、それから子どもたちのワクチン接種の見通しはどうなっているか

○石原副教育長 現在、ワクチン接種に関しては、これまでに医療従事者であるとか高齢者の方、基礎疾患のある方など、国の方で優先順位を決めて取り組まれているところである。それ以外の子どもたちの対応は、基本的には市町村の方で、ワクチンの管理とか接種券の発行も、市町村を通じて行われる。今後そういった各市町村の動きと、各学校の状況などを踏まえて対応をしていくことになると思う。

○池田委員 県立学校の場合もその所属する市町村か。

○石原副教育長 学校単位というか住民単位でされるので、その中で市町村は集団接種をどうされるのかといったことを検討されている。島根県内の市町村においてもそういった対応を、現在検討されていると思う。

○新田教育長 接種する優先順位というのは厚労省中心にガイドライン、方針を示している。それに従った各市町村の計画により接種していくわけだが、そうは言いながら、その地域全体を一括集団接種した方が効率的だっていう場合には、年齢にかかわらず、そのエリアで区切って、一斉に接種という事例も実際にはあるようである。ただ、そこに関して、今の段階で県教委としてこうすべきだというような形で優先度を判断するようなコメントなりお願いはできないだろうし、そういった検討は我々にもない。先ほど副教育長がお話ししたような流れの中での対応になる。

○真田委員 「県立学校運営ガイドライン」何回か改訂されて、素晴らしいものになっているのではないと思う。ぜひ、教育長もおっしゃったが、市町村教育委員会を通して、小・中含めた各学校にも示していただいて、これを参考にしてガイドラインを作っていただいて、県下全体でやっていくという考えでお願いしたい。

○大野学校企画課長 おっしゃるとおりで、県全体で対応する必要がある。ガイドラインについても、改訂するたびに、市町村にすぐに情報共有しており、ガイドライン以外の通知なども、たとえば、教職員の健康観察については、4月の下旬に県としての通知を県立学校に出し、それと同じものを小・中学校にも出すという形で徹底を図っている。そうしたことにより、県立学校と市町村立の小・中学校で、足並みをそろえた対応につながっているというふうに思っている。

○朋澤委員 先ほどの高校生等のワクチンの件だが、県外の高校生の住民票は移すのか、移さないのか。何か決まりがあるのか。たとえば市町村が住民票でワクチンの接種の管理をするのであれば、住民票のあるところでしかわからない。学校単位で管理をするなら、学校は把握しているということになる。このあたりをすり合わせるのか、そもそも県外生は住民票をどこに置くのか、わからないので教えていただきたい。決まりはないのかもしれないが。

○新田教育長 特に県外生であるが、住民票を移すのが原則であると認識しているし、学校側もそれを奨励している。遵法的な立場からして、当然住んでいるところに移動するということが原則である。そういったところが、人口としてカウントするということにもつながっていく。ただ、実際にはどうであろうか。

○石原副教育長 高校生、たとえば県外からしまね留学等で、島根県内の高校に入学している生徒に関しては、住民票を移している生徒もいれば、移していない生徒も実際にはおり、移転は強制できることではない。コロナのワクチン接種に関しては、基本的に先ほど申し上げたように市町村の方で管理をされているが、接種券の交付をもって居住自治体以外でも接種は可能である。そういった点は各市町村の方で対応することとなる。たとえば東京から島根に来ている生徒で、住民票が東京のままであっても島根県での接種が可能である。そういったことも含めて、国の制度に則った市町村での手続きとなる。

○河上委員 部活動について伺うが、大会もいろいろ迫ってくると練習強化の中に県外への遠征などの練習を強化されているかと思うが、実際、現在のところでは、教育委員会として県外遠征については、どの様な指導をなさっているのか教えてほしい。

○舟木保健体育課長 おっしゃるとおり大会が予定どおり開催ということで、大会前の県外の遠征であるとか、そういったことに関し、特に禁止をしていることはない。学校としてその遠征の可否についての判断はあるが、特に遠征の仕方というか、あくまでガイドラインに従って感染症対策をとるようという指導をしている。たとえば貸切バスで移動の場合にはマスクを着用する、会話の自粛をする、車内の換気を徹底する、宿泊を伴う場合も宿舎でマスクを着用する等々の、細かいところの指導をさせていただいている。

○新田教育長 加えて、現在、緊急事態宣言が発せられている地域、あるいは、まん延防止等重点措置の対象地域、こういったところに行く時は、特に慎重に判断するというような扱いにしているので補足する。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第2号 いじめの重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

———原案のとおり議決

議決第 3 号 いじめの重大事態調査報告書（案）について（教育指導課）

———原案のとおり議決

協議第 1 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針（案）について（教育指導課）

———資料により協議

新田教育長 閉会宣言 16 時 10 分